

専決処分の報告について
(那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月6日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後
の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和7年11月28日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～6 [略]

7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	法 <u>第5条の3</u> <u>第1項(法第</u> <u>5条の6第2</u> <u>項において</u> 準用する場 合を含む。) の規定によ る申請に対 する審査	[略]	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又は イに定める額 ア 法 <u>第5条の4各号</u> に掲げる基準(同条第4号の都道府県 等マンション管理適正化指針を除く。)に適合すること を証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 施行規則(平成13年国土交通省令第110号) <u>第1条の2</u> <u>第1項第2号</u> に規定する長期修繕計画(以下この表に おいて「長期修繕計画」という。)の数が1である場 合 4,700円 (イ) [略] イ [略]
(2)	法 <u>第5条の7</u> <u>第1項の認</u> 定の申請に 対する審査	[略]	

8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~6 [略]

7 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法 <u>第5条の1</u> <u>3第1項</u> (法 第5条の16 <u>第2項</u> に いて準用す る場合を含 む。)の規定 による申請 に対する審 査	[略]	<p>次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 法<u>第5条の14各号</u>に掲げる基準(同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針を除く。)に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)<u>第1条の8第1項第2号</u>に規定する長期修繕計画(以下この表において「長期修繕計画」という。)の数が1である場合 4,700円</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ [略]</p>
(2)	法 <u>第5条の1</u> <u>7第1項</u> の認 定の申請に に対する審 査	[略]	

8 [略]